

## 市町村がん検診

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）では、がん検診受診率の目標値を50%と定めている

### 市町がん検診受診率（平成30年）

乳がん検診		肺がん検診	
県平均	佐用町	県平均	佐用町
17.7%	20.8%	13.3%	20.7%

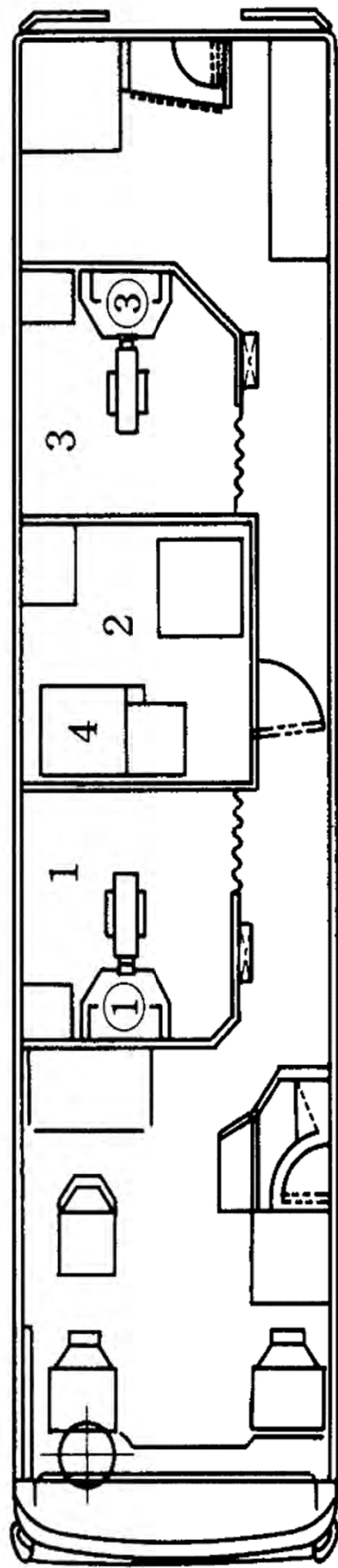
# マンモグラフィ検診車



## 【検診車の内部構造】

- 1 X線撮影室 (前)
- 2 技師操作室
- 3 X線撮影室 (後)
- 4 画像確認モニター

- ① X線装置 (前)
- ③ X線装置 (後)



# マンモグラフィ検診車



X線撮影室



技師操作室

平成26年「診療放射線技師法」の改正

- ↑ 病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合に限り、医師の立会いなく、診療放射線技師による胸部エックス線撮影が可能に

平成28年「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正

- ↑ ・マンモグラフィによる検診を原則とする
- ・視診及び触診については、推奨しない  
(仮に視触診を実施する場合は、マンモグラフィと併用)

乳がんマンモグラフィ検診：医師の立会いは従来どおり必要

# 現 状

種類	対象者	受診間隔	医師の立会い
肺がん検診 (胸部X線)	40歳以上	年1回	<b>不 要</b> (H26~)
乳がん検診 (マンモグラフィ) ※H28~ 視触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回	<b><u>必 要</u></b>

## 医師の立会い

診療放射線技師法の規定上、集団乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できないが、以下の理由から立会いは不要であると考える



- 1 平成28年以前は検診項目に視触診があり、医師の従事が必要だった  
平成28年以降は視触診が推奨されていないので、医師の従事は不要
- 2 集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う  
受診者への説明・問診は看護師が対応しており、医師が立会いなくても実施可能

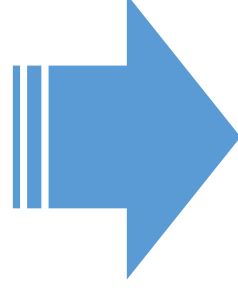


- 1 郡部においては、医師不足等により立会い医師の確保が困難
- 2 立会い医師への報酬が高額なため、検診回数が限られる
- 3 郡部（佐用町）において、マンモグラフィ検査を個別検診で対応できる医療機関が身近（町内）にないため、集団検診を行う必要がある

## 求める措置と制度改正による効果

検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、

市町が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること



医師の立会いが不要となれば、

検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながる。



## (参考) 関係法令

### 【診療放射線技師法】

#### (業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。

## (参考) 関係法令

### 【健康増進法】

(市町村による健康増進事業の実施)

第十九条の二 [市町村は](#)、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって[厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする](#)。

### 【健康増進法施行規則】

(市町村による健康増進事業の実施)

第四条の二 法第十九条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

(略)

六 [がん検診](#)

令和2年度 地方分権改革提案

# 幼保連携型認定こども園の園庭に 関する基準の見直し

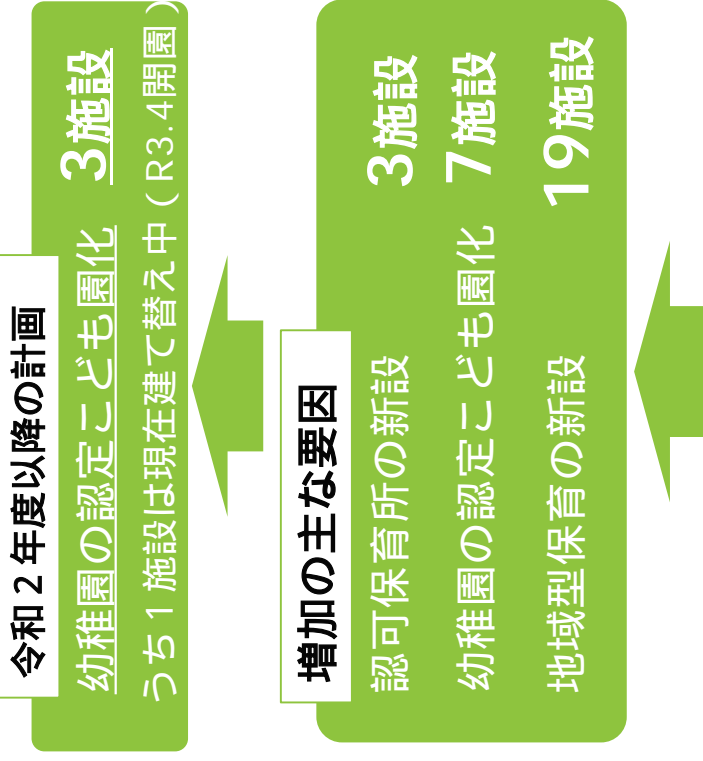


藤枝市  
Fujieda City

# 本市の保育定員の状況

～ 計画的な受け皿の確保により3年連続待機児童ゼロを達成～

待機児童ゼロの維持と保護者のニーズや選択に応じた総合的な子育て支援を推進



子ども・子育て支援事業計画に基づき  
計画的な施設整備を実施

H27年度当初 R2年度当初

認可保育所 1,350 217人 1,567

認定こども園 (2・3号) 185 405人 590

家庭的保育 (地域型保育) 170 308人 478

5年間で、認可保育定員 930 人増加

# 提案事項

## ～待機児童ゼロの維持に向けた認定こども園への移行促進～

幼保連携型認定こども園の園庭の設置基準では、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則となっている。一方、保育所の設置基準では、保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場とみなしてよいとされており、今後認定こども園化への移行を促進していくために、同様の扱いを求めらる。

### <現行制度の概要>

保育所基準では…

「屋外遊戯場は保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第32条第5項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

●園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。（第6条第5項）

### ～移行特例として（基準省令附則第4条第3項 及び 基準の運用上の取扱いについて（通知））～

●幼稚園からの認定こども園化への移行については以下の全てを満たす場所に園庭を設けることが可能

1. 園児が安全に移動できる場所
2. 園児が安全に利用できる場所
3. 園児が日常的に利用できる場所
4. 教育及び保育の適切な提供が可能な場所

●園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所（代替地）は、園庭としての必要面積に算入できない（認定こども園への移行の場合は上記1～4を全て満たせば満2歳の園児に係る園庭の面積に限り算入が可能）

# 支障事例と規制緩和による効果

園名：いなばこども園（H31.4開園）

概要：木造2階建て

床面積 955.65㎡

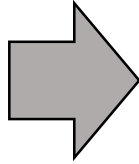
保育定員 114人

総事業費 382,361千円

<いなばこども園 外観>



<借地した仮園庭>



付近（徒歩圏内）には「公園等」があるのに...

園舎建替えの際、新園舎開園後に敷地内に旧園舎が残存していたため、園庭の面積基準を満たすよう隣接地の空き地を一時的に借地し仮園庭を確保

<付近の公園>



負担増

手続き（土地探しや交渉、契約等）や経済面（借地料等）

## 【規制緩和による効果】

本市では、今後2園の幼稚園の認定こども園化を計画している。付近の公園等を園庭とみなすことができれば移行がしやすくなり、待機児童ゼロの維持に向け、更なる子育て環境の充実に寄与する。

公園には、遊具やトイレが設置されており、地面も整備されているため、児童が安全に教育・保育を受けられる環境が整っている。また、地域住民との交流による地域コミュニティの創出を含め、子供にとって、安心してのびのびとした活動が実現可能

# まとめ

～今後の本市における認定こども園化に向けた方向性～

## <現状と課題>

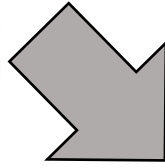
法人としては、歴史ある今の土地への想いや地域とのつながりを重視しており、現在地での幼稚園からの認定こども園化を希望  
現敷地は狭小地であるため、敷地内に園庭を確保するには、園舎や定員規模等を縮小するなどの検討が必要  
付近には公園・広場があるが現行制度では活用できない



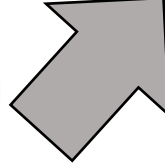
<認定こども園化を計画している幼稚園>

## 【規制緩和の実現】

YES



NO



### 【現地建替えによる認定こども園化】

<メリット>  
公園等の活用により規模を縮小することなく移行が可能  
認定こども園化へのコストが抑制される

### 【移転（新たな土地を取得）による認定こども園化】

<デメリット>  
候補地選定にあたり、地元の同意を含め時間と労力を要する  
土地の取得にあつては、取得費や開発許可費用など相当な負担増を要する

園舎周辺は住宅等に囲まれ「代替地」の確保さえ厳しい環境  
約400m先には「広場」が整備済

**認定こども園化が実現！**

**認定こども園化の実現が不可能！？**